

補助金等に関する基本方針改定概要

1 改定理由

第3次行財政改革大綱（以下、「第3次大綱」という。）の取組期間の満了に合わせて、第3次大綱の取り組みの結果を反映するとともに、令和3年度を取組期間の初年度とする行財政改革大綱に合わせて、実情に即した内容に改定するもの。

～補助金等に関する基本方針から抜粋～

第4章 その他

2 本基本方針の見直し

本方針は、第3次行財政改革大綱の取組期間の満了に合わせて見直しを行うこととします。ただし、見直しが必要であると判断した場合には、その都度、柔軟に見直しを行うこととします。

2 改定の主な内容

(1) 全体の整理

第3次大綱の取り組み期間が、令和2年度末で終了することから、第3次大綱における現状と課題を追記し、全体的に実情に即した内容に整理するもの。

(2) 個別補助金等見直し方針に基づく見直しの終了

個別補助金等見直し方針は、平成25年10月に、平成24年9月に策定した「補助金等見直し方針」に基づき、平成24年度予算（3月補正予算まで）及び平成25年度当初予算に計上されている個々の補助金の見直しを進めるために今後の見直しの方向性等を示すものとして策定をしました。

個別補助金等見直し方針の見直し期間が令和2年度で終了しますが、第2次行財政改革から引き継いだ課題につきましては、引き続き見直しを進める必要があることから、他の補助金と同様に、本方針に基づき課題解消を図ることとします。

なお、地元対策交付金については、個別補助金等見直し方針では、「補助金・交付金等の性格になじまないため、「第8節 報償費」又は「第22節 補償、補填及び賠償金」へ見直す。見直し年度は現覚書の期間終了時までとする。」とされていますが、支出目的及び性格から、引き続き交付金とすることとし、見直し

は実施しません。

(3) イベント補助金の不均衡の解消の削除

イベント補助金につきましては、平成29年度にイベント補助金見直しを実施し、イベント補助金の不均衡を解消したことから、削除するもの。

(4) 附則の追加

改定後の施行日を明確化するため、附則を追加するもの。

3 改定後の指針の施行期日 令和3年4月1日

<参考> 第2次行財政改革における課題と現状（進捗状況）

項目	第2次行財政改革	令和2年度当初予算時点
団体運営費助成制度数 (15特例運営費助成を除く)	12制度	7制度
特例運営費助成のうち助成対象 経費・助成率等が不明確な制度 数	12制度	2制度
助成制度の終期設定が規定され ていないものの割合	83%	71% 終期設定の考え方を整理（H29年度） 定期見直し方式→終期設定なし サンセット方式→国府に基づくものは 無でも可 覚書→対象外 再編交付金→対象外 単年度→終期設定なし
零細・低率助成となっている制 度数	3制度	1制度
交付要綱等例規未整備の助成制 度の割合（単年度助成、覚書を 除く）	34%	15%
交付要綱等における当該助成の 具体的目的（成果目的）の規定	不徹底	不徹底 例規制定済みの187件中、目的の規定 があるもの153件（81%）
市民等の第三者を加えた評価及 び審査	未実施	未実施（事務事業等見直し委員会での審 査のみ）

補助金等の効果の明確化としての、施策目的達成状況を示す指標（成果指標・アウトカム指標）の設定	不徹底	不徹底
イベント補助金	平成20年度交付額を上限としていることに伴う不均衡あり	<ul style="list-style-type: none"> ・ イベント目的の明確化（H30年度） ・ 補助基準の統一（補助対象経費、補助金額算出方法、収支報告書記載内容）（R元年度） ・ 職員動員（公務としての人的支援の縮小）（R2年度） ・ 新たな補助率の設定（補助対象経費の1/2以内）（R2年度）